

改正案

現行

<p>第四条（略） 255（略）</p> <p>6 第一項第三号から第六号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める従業者により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>一 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員</p> <p>二（略）</p> <p>7 第一項第三号から第六号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（病院又は診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設であつて、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士 併設される病院又は診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入</p>	<p>第四条（略） 255（略）</p> <p>6 第一項第三号から第六号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める従業者により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>一 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員</p> <p>二（略）</p> <p>7 第一項第三号から第六号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（病院又は診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設であつて、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 理学療法士若しくは作業療法士 又は栄養士 併設される病院又は診療所の理学療法士若しくは作業療法士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入</p>
---	--

所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

二 (略)

(苦情処理)

第三十七条 (略)

2 3 4

5 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 (略)

第三十六条 (略)

附則

1 2 (略)

3 ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護老人保健施設であつて、平成十七年十月一日前から法第九十四条第一項の規定による開設の許可を受けているもの（同日以後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。）は、介護老人保健施設であつてユニット型介護老人保健施設でないものとみなす。ただし、当該介護老人保健施設が、第二章及び第五章に規定する基準を満たし、かつ、その旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。

4 (略)

所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

二 (略)

(苦情処理)

第三十七条 (略)

2 3 4

5 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第二号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 (略)

第三十六条 (略)

附則

1 2 (略)

3 ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護老人保健施設であつて、平成十七年十月一日前から法第九十四条第一項第一号の規定による開設の許可を受けているもの（同日以後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。）は、介護老人保健施設であつてユニット型介護老人保健施設でないものとみなす。ただし、当該介護老人保健施設が、第二章及び第五章に規定する基準を満たし、かつ、その旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。

4 (略)

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。